



[ご渡航を予定されている皆様へ]

平素よりご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス拡大に伴う影響で渡航される皆様には大変なご負担が発生しておりますが、可能な限り当社でも支援して参りますので、担当窓口までご相談ください。

現時点における主な留意点をご案内いたしますのでご参照ください。随時情報は更新して参ります。

① 渡航準備



1. 出入国規定の確認

外務省の「海外安全ホームページ」にて、対象国の入国可否/ビザ要否/PCR検査をご確認下さい。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

情報が不十分な場合、上記を参考の上で在外日本国大使館ホームページまたは在日大使館のホームページより不足している情報を入手して下さい。

2. ビザの取得

特別な追加書類が必要な場合があります。また、通常は不要な申請予約や1日あたりの申請人数の制限に加えて、申請から発給までの所要期間が通常より必要となる場合があります。

3. PCR検査

国により受ける検査の内容や証明書の有無などが異なります。

当社では都内の専門クリニックと提携し、リーズナブルな価格で各国の規定に準ずるPCR検査及び陰性証明書の発行に関する代理予約/代理精算を開始しております。ご用命の方は弊社手配担当へお問い合わせください。

または事業所/ご自宅等の近隣でご希望の方は経産省の「TeCOT」を活用して適切な医療機関を受診して下さい。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

4. フライトの手配

定期運航便は大幅な運休が続いている場合、目的地と時間が希望に添えない場合があります。

また米国内や欧州内の乗継便は時間変更や欠航が多発しており、乗り継ぎ時間に余裕をもった手配の他、前日から当日まで事前に運航確認が必要です。

5. 空港から現地宿泊先への移動手配

国により指定の専用車で移動の場合とご自身で移動する場合とあります。自身で移動する場合、公共の交通機関以外の移動手段の証明を求められることがありますのでご注意下さい。

6. 現地宿泊先の手配

現地当局で指定するホテルまたは施設への宿泊が義務付けられている場合があります。また、指定が無い場合でもチェックイン時に**旅行者は受け入れ不可**とするホテルが非常に多く確認が必要です。

7. 旅行保険

現地当局において新型コロナウイルスをカバーする保険の加入を義務付けている場合があります。

※ **日々状況が変化しておりますので、対象国の規定を旅行前まで継続してご確認下さい。**

② 日本出発時



航空会社のチェックインカウンターでは対象国の最新の渡航条件と照査する関係で手続きに大変時間が掛かります。不測の事態に備えて**約3時間前には空港へお越しください。**

③ 現地入国情



通常の入国情の提示書類に加えて、陰性証明書/ワクチン接種証明書/宿泊証明書/旅行保険証書など各種証明書が必要となり、入国情後の追跡調査のためにスマートフォンへのアプリ登録等が義務付けられている場合があります。各種証明書は、提示不要との情報でも実際には提示が必要と指摘される場合がありますので、電子手続き等を行った場合等でも必ず印刷して携帯して下さい。その後、国により検温/呼吸器の簡易検査等が行われます。

また、入国情査においては各種証明書の入手経路や以後の行動計画など詳細な質問があります。

尚、現在の欧州はシェンゲン協定国内においても、乗り継ぎ地の他に最終目的地でも入国情査があります。コロナ禍で各国の入国情件が通常と異なりますのでご注意ください。

④ 入国情後の待機



国により隔離ホテルにおいて現地当局による検温とPCR検査が定期的に実施されます。隔離ホテルの環境や規則は各国で異なりますが、基本的には部屋から一切外出禁止、喫煙や飲酒禁止、非衛生的、Wifi等の通信環境が無いなど様々な準備が必要です。尚、待機終了後、現地滞在中に警察などに入国情時に提示した各種証明書の提示を求められることがありますので、外出時には必ず携帯して下さい。

⑤ 現地出国時



多くの国において特段手続きはありませんが、航空会社のチェックインカウンターで最新の渡航条件と照査する関係で手続きに大変時間が掛かります。不測の事態に備えて約3時間前には空港へお越しください。

⑥ 日本帰国情



厚労省が定める水際対策をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2021年3月19日以降、新型コロナウイルスの陰性証明書提出が必須となり、検査証明不所持者については、検疫法に基づき上陸等できないこととし不所持者の航空機への搭乗を拒否されます。検査証明については様式が定められておりるのでご留意ください。

なお、2022年1月15日午前0時より、水際対策強化に係る新たな措置に基づき、オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点では全ての国・地域）から帰国・入国情する全ての方について、入国情後の自宅待機、健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間が14日間から10日間に変更されております。

また、日本入国情前に滞在した国・地域に応じて検疫所指定の宿泊施設で待機し、入国情後改めて検査するなどの措置がありますのでご注意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

入国情の空港検査で入力済み「質問票Web」のQRコード提示と「誓約書」の提出が必要です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836303.pdf>

業所管省庁から事前に審査を受け、受入責任者（入国情者を雇用する企業・団体等）が行動管理をすることで可能になる、「入国情・帰国情の自宅待機期間内の行動制限の緩和措置」については、12月1日午前0時（日本時間）より当面の間停止となっております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

その他



皆様より多数のお問い合わせを頂いておりますが、日々状況が刻々と変化しております。法人の皆様が安心・安全にご渡航いただくことを目的として、可能であれば皆様より渡航後の体験談をお寄せいただければ幸いに存じます。何卒、ご協力の程お願い申し上げます。